

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年1月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度公立保育所安全・安心パトロール業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050066
(3) 物品委託役務内容	延長保育等を実施する公立保育所において、送迎時等の警備を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	寺西保育所ほか4施設
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付>巡回警備
イ	法令等による登録等	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和6年1月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年1月25日～ 令和6年2月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年1月25日～ 令和6年2月1日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 /ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年2月6日～ 令和6年2月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年2月13日～ 令和6年2月14日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年2月15日 午後1時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和6年度公立保育所安全・安心パトロール業務仕様書

1 業務名

令和6年度公立保育所安全・安心パトロール業務

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

寺西保育所ほか4施設

4 業務目的

延長保育等を実施する公立保育所において、送迎時等のパトロール（警備）を実施し、児童・保護者等の安全で快適な保育環境を確保するとともに、保育サービスのさらなる充実を図ることを目的とする。

5 パトロール（警備）要領

- (1) 警備は、1名の警備員を配置し、原則として、土曜日を除く全ての開所日に行うこととする。
- (2) 警備時間は、「7 パトロール（警備）対象施設一覧」のとおりとする。
- (3) 警備は、次のことに留意して行うこと。

ア 送迎時の保護者車両の安全確保（交通整理）及び長時間駐車防止の啓発

イ 児童・保護者の安全確保（寺西保育所の警備員配置は別紙のとおり。）

6 その他留意事項

- (1) 服装及び装具については、受注者が広島県公安委員会に届け出たものを着用及び携帯すること。
- (2) 警備中は、受注者が発行する身分証明書等を携帯しておくこと。
- (3) 本業務を実施する前に、次のことを盛り込んだ事前研修を行い、配置警備員が当該事前研修を受講したことが分かる書類を保育課に提出する

こと。

ア 警備業務についての基本的な知識及び技能に関すること。

イ 本業務の趣旨等に関すること。

- (4) 受注者は、緊急連絡網など緊急時に係る対応策を作成し、保育課に提出すること。
- (5) 受注者は、保育所ごとの業務実施報告書を作成し、月ごとに保育課に提出すること。なお、当該報告書には業務従事者の氏名を記載すること。
- (6) 受注者は、保育所ごとの業務実施予定表を作成し、毎月末日までに、翌月の業務実施予定表を保育課に提出すること。なお、当該予定表には業務従事者の氏名を記載すること。ただし、業務従事者は受注者がいつでも任意に変更できるものとし、業務従事者を変更したときは遅滞なく発注者に連絡すること（急な変更の場合は速やかに保育所へも連絡すること。）。
- (7) 業務従事者が車両を使用して業務場所に赴く場合は、当該車両を各保育所敷地内に駐車することができる。駐車場所は各保育所長の指示に従うこと。
- (8) その他この仕様書に定めのない事項について、必要がある場合は、発注者・受注者双方で協議のうえ定めるものとする。

7 パトロール（警備）対象施設一覧

保育所名	住所	警備時間
		月曜日～金曜日
寺西保育所	西条町寺家7735-3	午前7時30分～9時30分及び 午後4時30分～6時30分
西条東保育所	西条西本町11-24	午後5時～7時
原保育所	八本松町原6782-1	午後4時30分～6時30分
高屋中央保育所	高屋町中島407	午後5時～7時
中黒瀬保育所	黒瀬町丸山1453-4	午後5時～7時

8 委託料の支払い

(1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額 (円)	支払種別
4月から2月までの各月履行分	円	部分払
3月履行分	円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

(3) 部分払の額は、契約金額を12で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

9 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育環境整備係

電 話 (082) 420-0934

F A X (082) 422-6669

